

働き方改革関連法の概要及び 改正労働基準法等のポイントと実務対応

本年6月29日、働き方改革関連法が成立し、残業時間の上限規制や、正社員と非正規の不合理な待遇差を解消する「同一労働同一賃金」、高収入の一部専門職を労働時間の規制から外す「高度プロフェッショナル制度」の導入などが、平成31年4月1日より順次施行されることとなります。

そこで今回は、新潟労働局の担当官を招き、最新の情報を基に標記セミナーを開催することといたしました。なお、今回は下越地区のオープンセミナーといたしますので、多数のご参加をお待ちしております。

CONTENTS

- 今回成立した働き方改革関連法の概要
 - 労働基準法、労働安全衛生法、同一労働同一賃金関連法などの改正点
- 平成31年度より順次義務化される労働基準法等のポイントと実務対応
 - 時間外労働の上限規制
 - 年休5日取得義務化
 - フレックスタイム制の清算期間延長
 - 高度プロフェッショナル制度 など

開催日時	平成30年10月26日（金） 14時00分～16時00分（質疑応答含む）
会場	経協会館3階ホール（新潟県経営者協会） 新潟市中央区川岸町1-47-3
講師	新潟労働局 雇用環境・均等室 労働紛争調整官 中山 貴順 氏
定員	60名 （定員に達し次第締め切らせていただきます。）
受講料	会員 無料（1会員2名まで） （3名以上は1名に付2,000円（消費税込）を当日現金で申し受けます。）
	会員外 1名 2,000円（消費税込） （当日現金で申し受けます。）

申込方法	下記申込書にて FAX (025-267-2310) または ホームページ (http://www.niigata-keikyo.jp) よりお申し込みください。 ※受講票は発行いたしません。定員に達し、受講できない場合はご連絡いたします。
申込締切日	平成30年10月19日(金)
お問合せ	(一社)新潟県経営者協会 事務局 TEL (025) 267-2311

(一社)新潟県経営者協会中越支部 行 FAX (025) 267-2310

下越支部人事労務セミナー申込書 (10/26)

会社名		
所在地	(〒)	
ご担当者	お名前	所属・役職
連絡先	TEL:	FAX:

	参加者氏名(フリガナ)	所属・役職
1	()	
2	()	
3	()	
4	()	
5	()	

ご記入いただいた個人情報につきましては今後のセミナーおよび講演会、主催者が取り扱う商品・サービスのご案内の目的のみに使用いたします。なお、第三者に提供することはありません。